

同外一件(小澤太郎君紹介)(第四五四四号)
同(飯谷忠男君紹介)(第四五四五号)
同(神田博君紹介)(第四五四六号)
同(日野吉夫君紹介)(第四五四七号)
恩給、年金の非課税に関する請願外一件(広瀬秀吉君紹介)(第四二二三号)
同(阿部助哉君紹介)(第四三三九二号)
同(貝沼次郎君紹介)(第四三三九三号)
同(松尾正吉君紹介)(第四五四二二号)
食用塩としての自然塩確保に関する請願外三件(塩崎潤君紹介)(第四二七五号)
同外一件(曾太郎君紹介)(第四四〇五号)
自動車損害賠償責任保険に関する請願(早川崇君紹介)(第四二七九号)
付加価値税創設反対に関する請願(田中昭二君紹介)(第四四〇六号)
は本委員会に付託された。

十二月二十日
付加価値税創設反対に関する陳情書(近畿二府六県議會議長会代表兵庫原議會議長内海都一外七名)(第二七九号)
税制改正に関する陳情書外一件(名古屋市中区栄二の一〇の一九名古屋商工会議所会頭土川元夫外一名)(第二八〇号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
沖縄振興開発金融公庫法案(内閣提出第四号)

○齋藤委員長 これより会議を開きます。
沖縄振興開発金融公庫法案を議題とし、質疑を続行いたします。阿部助哉君。
○阿部(助)委員 私、この沖縄振興開発公庫の審議にあたって、まあいままでも何がしかの審議があったと思いますが、もう一度確認をしておきたいことがあるわけでありまして。

この法律の立法の趣旨を見ましても、経済の発展、社会の開発の促進等云々というふうに抽象的に出ておりますが、私は、まずやはり沖縄の今日までの歴史的な立場、そして第二に経済社会発展というが、その一番基本的な考えは何なのかという問題をひとつ担当大臣に確認しておきたいと思っております。と申しますのは、沖縄は、御承知のように、戦前、戦中、戦後と、これは本土と違つて非常に苦しい立場に置かれてまいりました。

とす。このことが本来の沖縄振興開発の目的であり、したがって、この金融公庫法はこの目的を受けて、そのために行なわれる事業、あるいはまたそのために沖縄県民の各界、各層の方々が必要とされる資金、そういうものの手当てを厚くいたす。しかも、本土のほうは有利であれば本土の有利の条件をとり、あるいはまた沖縄の実情に執行がどの程度行なわれたかの問題は別にして、条件で有利なものがあれば沖縄の有利なものを取り、また基本的な施策等についても沖縄について別途振興開発法の付表をもつて十分の十から十分の九、四分の三に至るまで高い補助をいたしながら、その開発発展をはかっているというところまでございまして、これを前提としてとらえていただいて、この振興開発金融公庫の生まれたいゆえんを御承知いただきたいと存じます。

何とか増加しつつ、県民所得ともいふべき沖縄の国民所得というものは比較的順調な成長率をたどっておるわけでありまして。したがって、県民所得も、私の県でたいへん残念なんです、鹿児島県よりも一人当たりの県民所得として見れば高いのではないかと、ところからいまでもおるわけでありまして。このきておる大数を分析しなければなりません。このきておる大数であるかどうかという問題は別にして、三次産業、ことに基地関連の収入というものがきわめて高いウェートを占めておる。したがって、この経済成長の裏には、沖縄における広大な米軍の軍需並びに基地の使用されたことの裏目としての収入等が関連産業、関連企業というものを結果的に起こしていかざるを得なかった。そのために必死になって生活したためにそのような奇形な経済形態というものが想像できない離島において行なわれておるということでありまして。しかしながら、その前提として沖縄の国土というものを失つた軍用地のデメリットというものは、その計算からは実は出てこないわけでありまして。もし基地なかりせば、はたして今日の国民所得としての伸びが沖縄にもたらされたかという疑問、もし基地が何にもなくて、アメリカが占領しているという、これはまた考えられないわけですが、その場合だったら、沖縄の経済はどういう成長をたどっていたであろうかといういろいろな問題を前提に考えてみるわけでありまして、いずれにしてもいびつな形ながらも沖縄は沖縄なりの足取りをもつて進んできている。それが今日、対本土貿易の面等について、あらゆる制度上の障害が本土並みになる。これは沖縄の人たちにとっては既存企業等について保護措置がなくなくなるということにもなります。あるいはまた法律や行政制度の改正によって、営業そのものができなくなることも立ち至るでありまして、あるいは基地の撤収、アメリカのドルの節約等によって、好ましいことではあります、結果的には失業、転業等を余儀なくされる人々も出てくるでございまして。したがって、私たちはただあ

○山中国務大臣 まさにそのとおりでありまして、本土の人たちがかりに考えても、沖縄の人たちからはまだ自分たちのことをわかっていない。絶えず本土の心、沖縄の心といわれておりますように、われわれの理解し得ない分野の心の問題まで、目に見えない分野まで、長い長い歴史をたどってこられたわけでありまして。しかも敗戦国のやむを得ざる措置であったといえ、本土が独立した昭和二十七年四月二十八日以降も、なおかつアメリカ側の戦勝国の態度によって異民族支配のもとにゆだねられざるを得なかった。そのことに對して私たちは抵抗できなかったといえ、心からその沖縄に對する償いをしなければならぬと思つておる。その間において、これから先の沖縄というものを、私たちは横いの上に立つて、新しい豊かな、そして平和な、そしてみんなが過剰と貧困の島にならないような条件を設定するためのあらゆる作業をしなければなりません。

○山中国務大臣 これは何をもちて表現したらいいかということになります。ところで、沖縄県の戦前の県民所得その他の指標、それから見ると最下位でありました。そして本土の今日行き詰まりを来したような急速な経済成長と全く切り離された沖縄でありましたけれども、幸いにして人口流出というふうなものが、結果的には施政権の壁というふうなものがあつたかもしませんが、本土の過疎地域対策緊急措置法をつくらなければならぬという環境にありながら、しかしながら琉球政府という形をとっておりましたために、人口も、この一、二年働き手の流出が目立ちますが、

何と増加しつつ、県民所得ともいふべき沖縄の国民所得というものは比較的順調な成長率をたどっておるわけでありまして。したがって、県民所得も、私の県でたいへん残念なんです、鹿児島県よりも一人当たりの県民所得として見れば高いのではないかと、ところからいまでもおるわけでありまして。このきておる大数を分析しなければなりません。このきておる大数であるかどうかという問題は別にして、三次産業、ことに基地関連の収入というものがきわめて高いウェートを占めておる。したがって、この経済成長の裏には、沖縄における広大な米軍の軍需並びに基地の使用されたことの裏目としての収入等が関連産業、関連企業というものを結果的に起こしていかざるを得なかった。そのために必死になって生活したためにそのような奇形な経済形態というものが想像できない離島において行なわれておるということでありまして。しかしながら、その前提として沖縄の国土というものを失つた軍用地のデメリットというものは、その計算からは実は出てこないわけでありまして。もし基地なかりせば、はたして今日の国民所得としての伸びが沖縄にもたらされたかという疑問、もし基地が何にもなくて、アメリカが占領しているという、これはまた考えられないわけですが、その場合だったら、沖縄の経済はどういう成長をたどっていたであろうかといういろいろな問題を前提に考えてみるわけでありまして、いずれにしてもいびつな形ながらも沖縄は沖縄なりの足取りをもつて進んできている。それが今日、対本土貿易の面等について、あらゆる制度上の障害が本土並みになる。これは沖縄の人たちにとっては既存企業等について保護措置がなくなくなるということにもなります。あるいはまた法律や行政制度の改正によって、営業そのものができなくなることも立ち至るでありまして、あるいは基地の撤収、アメリカのドルの節約等によって、好ましいことではあります、結果的には失業、転業等を余儀なくされる人々も出てくるでございまして。したがって、私たちはただあ

たかく抱きかかえるということばだけでなく、それらの人たちにやはり本土政府は手当てをしていかなければならぬということを考へて、この金融公庫法もそういうことを念頭に置いておるわけでありませう。

○阿部(助)委員 そういうことばだけでなしに、政府はいろいろやろうとしておる、こうおっしゃるのではありませんが、そのためには、特に戦争中のあの大きな被害というのに対して、やはりこれは金ではかれない、あるいは精神的な、あるいは文化的な遺産の喪失というものもありませうが、そういうものをからめて、ある程度その見当をまづつけられて、これがよその国であれば、これは賠償という形で日本は償いをつけなければいかぬでしょう。同じように、これとは多少違ひましうけれども、まずそれを調査してみることがあるんじゃないか。それは確かにアメリカ軍があることによる損得というものはありませう。あるけれども、これはまた逆に精神的な非常に大きな苦痛だったとすると、われわれはどういうあれで償いをつけるかという点で、私も政府自体がある程度その見当をつけられておるだろう、こう思つたのであります。どうもそれがないのであります。それでその点は、私は幾らいま政府が一生懸命やろうとしても、いまの法律のワクの中ではなかなか沖繩の人たちの満足ということにはならぬのじゃないかと思ひます。

そこでまずお伺いをいたしますけれども、沖繩振興開発特別措置法の第一条にも、沖繩は特殊だということばを使つておられます。特殊だということばを使つておるのですが、大臣はこの特殊だという点の最たるものはどういふ点だとお考へになつておられますか。

○山中国務大臣 先ほど私、うらはらと申しましたのは、まさにこの「沖繩の特殊事情にかんがみ」ということも大きな柱でありまして、そのことが全体を通じて流れておるわけでありませうが、このことは、沖繩が本土の施政権の外に置かれていて、税制、財政、行政、あらゆる面において本

土と違つた形態をとつており、しかもその中で沖繩は沖繩なりの必死の経済成長なり生活向上を目ざして努力をしてきた。しかしそれは本土の各県には見られない特殊な事情が一ぱいございませう。これは積極的な面でも亜熱帯地域の特性を生かそうと努力しておりますし、また消極的な面では、本土では考えられない、先ほど言われましたようなアメリカ軍がいたための人身障害等をはじめとする各種の入り会ひ権や漁業制限の損失に至るまであらゆるデメリットを受けている、こういうふうなことの特殊事情がございませうから、本土の考へ方では精一ぱいやってみてもカバーできない分野がある、その分野について特別に配慮をしようというものがこの法律でございませう。したがつて、「特殊事情」とは、振興開発法でいけばフリーゾーンを設ける構想とか、そこに自由貿易地域投資損失準備金制度を新たに設けるとか、また沖繩の工業開発地区を指定をして、そこに進出する企業に対する海外投資損失準備金の適用をやるとか、国内についてはまさに租税特別措置法からいへば少しおかしな、海外じゃないじゃないかという議論もありませうが、そういうような手法を引つぱつてきたり、また既存企業に対する特別な償却やその他の税制のめんどうを見たりというやうなことをいたしますから、開発についても特殊事情を踏まえてしなければならぬ、そしてまたこの振興開発金融公庫についても、その特殊事情を十分に受けた展開がなされなければならぬという考へ方でございます。

○阿部(助)委員 いま長官いろいろおっしゃるけれども、特殊事情だからこうやるのだというのとはわかるのですが、歴史的に人権と自治が踏みにじられてきたということが一番根底にあるのじゃないだろうか。日本のあの戦争、帝国主義、軍国主義という時代には、将棋の一つのこまのようにされてきた。本土決戦、本土決戦というこのかけ声の最後の戦場になった。そして人権も自治も踏みにじられた。そして戦後は長官のおっしゃるやうに、今度はアメリカ軍の基地としてやはり人権と

地方自治権というものが奪われてきたというのが一番私は根底にあるのじゃないかと思ふ。その上に、経済のいろいろな問題あるいはいろいろな精神的な問題等ありますが、一番問題は、私は人権、地方自治権というものが侵されてきたというのが沖繩の特殊性の根本じゃないかという感じがするのでございますが、長官はお認めになりますか。

○山中国務大臣 直接私どもの法案提案の趣旨とその問題とは、関連と申しますか、私自身が説明する立場にないということ、そういう具体的な問題についてのたとえば補償問題その他について触れるつもりではなかつたものでありますから、あるいは御質問の琴線に触れる答弁をしていなかつたからいがあるかもしれません。しかし、いま阿部委員のおっしゃることは、私は担当大臣として心の底にそのことをまず出発点として考へておりますから、そこから出てきた政策を打ち出しているんだということ、いま言われた見解と私はもう全く意見は同じにいたしております。

○阿部(助)委員 私、まあ長官もそういう考へであるということでありませうので、先に進みたいと思ひますが、ちよつとこの法案から離れるやうでありますけれども、やはりこれが一番根底にわれわれが考へなければならぬ問題だと思ふのであります。そういたしますと、沖繩の人々が最も切望しておりますのは、この琉球政府の建議書にもありますやうに、やはり基地のない平和の島としてこれから暮らしたいというのがまた根本だと私は思ふのであります。しかし、残念ながら——いまその問題を私ここで深く触れようとは思ひません。思ひませんけれども、やはり、一番根底には、沖繩の県民は、基地のない平和な島としてありたいというのが私は願ひださうと思ふのであります。そうすると、いまわれわれがこの問題を考へる場合、やはりその線にできるだけ近づいていくという考へでなければならぬと思ふのであります。ただ金をよけいつき込んだからということだけで事が済むのではなしに、やはり、平和の島でありたいという願ひに向かい、そしていままで一

番侵されてきた人権と地方自治をどういふふうにして拡大していくか。それは本土とはまた別な意味で、重点を置いていく一番政治の根底だといふふうに私考へるわけでありませう。そういう点を大臣お認めだったので、私は深くこれに触れようとは思ひません。

そこで、この公庫法の関連であります。沖繩の人たちが建議書でも触れてあるわけですが、九ページの終わりから触れておりますが、「沖繩県民は過去の苦難に充ちた歴史と貴重な体験から復讐にあつては、まず何よりも県民の福祉を最優先に考へる基本原則に立つて、(1)地方自治権の確立、(2)こころいっておるのです。二番目には「反戦平和の理念をつらぬく、(3)基本的人権の確立、(4)県民本位の経済開発等を骨組とする新生沖繩の像を描いておられます。」とこころいっておるのであります。私はこれはまた当然のことだろうと考へるわけでありませう。そうすると、その趣旨に沿つて、この開発あるいは公庫法のあり方という問題が考へられたのかどうか。そこに私、何がしかの、そこから疑念を感じるわけでありませうが、政府のほうはそういうお考へに立つて、やつぱりこの公庫法を考へられたわけでありませうか。

○山中国務大臣 公庫法の中には琉球政府の現在の特別会計等も一緒になるものがございますから、当然琉球政府と事前に相談をして合意しなければ、この提出した公庫法案というものはでき上げられなかつたわけでありませう。したがつて、この四項目の自治権を侵さないこと、あるいは反戦平和の理念というものの対して、私たちが公庫法でそむくこともありませんが、こころへ軍需産業を持つていくやうとしておるわけでもありませんし、少なくともわれわれの話し合ひではそういうことももちろん障害はございませんでしたし、基本的人権というものは、まあ公庫法と直接関係はないやうなものでありますけれども、これはやはり日本国憲法下に直ちに入り、アメリカの關係では属人主義が属地主義の、すなわち裁判管轄権が本土並みに即時なる。私たち本土も独立をいたしまして約一年半ぐらひは裁判管轄権の取り返しにジラード

事件が起くるまで苦勞したことを思い出してゐるわけでありませうけれども、沖縄においては、復帰と同時にそれは基本的人権を最優先として本土に並みになるわけでありませうが、しかし、それにしても本土は、おそらく昭和二十八年の末ごろであつたと思いますが、それを取り戻した。しかし、沖縄においては施政権のもとでやはり裁判官、検察官、交通管制管理に至るまで、いまだにアメリカに握られておる。この点は私たちも深く思いを寄せておるところでありますし、返つてまいりまして、日本国憲法のもと基本的人権の保護が確立されてゐることは論をまたないところであります。対内的にも対外的にもそうでなければなりません。また県民本位の經濟開発、これはまさにそれとありでありまして、沖縄県が希望しない開発の形態、繩原知事の申請に基づいてやりますし、沖縄県の市町村長の意見を聞いて知事が持つてくるというようなことを経て初めて審議会の議を経てその地域の指定をいたします。そういうようなことで、本土企業を、たとえば沖縄の人たちが苦勞して、本土と一緒に県であつたならばとても存立し得ないような企業等まで一応つくつておりますが、それらのものが本土政府が金融措置等でドライブをかけてやることによって、沖縄の既存企業といふものを脅かす、あるいは一発で沖縄の粒々辛苦二十数年築き上げた既存企業が倒れるというようなことは避けるために、それらの競合する企業に対する融資というものは前提としてしないというつもりでいるわけでありませう。したがつて、金融公庫法については琉球政府と十分に事前の合意をいたしまして、このような形にし、なお運営の内容についても異論のないところでござります。

○阿部(助)委員 それならば、長官のいままでの発言からいたしまして、公庫法は、この基本的人権、自治権の確立、こういうものを発展させるための物質的な基礎をつくる、これが一番大きな目的だ、こう思うのでありますし、その点は長官の

いままでの御発言もそのとおりだと思ふのであります。その点はお互いに意見は一致しておると思ふのであります。そうすると、いたずらに沖繩にやみやたらにつくることではなしに、沖縄県民の総意をできるだけ発揮させるという形でいくべきではないかということになると思ふのであります。どうもこの開発公庫法を見ますとそうではないかという感じがするのですが、どうなんです。

○**山中国務大臣**　どの点を言っておられるのかわかりませんが、もし今後の運営についてならば、私どもとしては運営協議会みたいなものをつくりまして、それに沖縄の方々も十分、現に特別会計と一緒に吸収するわけでもありますから、その融資のあり方あるいは選択、そういうものについて参加してもらつてもいいと思います。

○阿部 助 委員 たとえば開発審議会というのを
つくりますね。これはこの公庫のあれも沖繩の開
発に重大な問題だと思ふのですが、その審議会自
体を見ましても、どうも政府の任命であるとか、
審議委員の数等見ましても政府任命あるいは關係
官庁の人たちが数がたいへん多くて、たしか二十
五人でございましたか、そのうち大半が政府關係
の人たちが構成されるということになっておる。
そうじゃなしに、やはり半数以上は沖繩の県民の
中から民主的に選ばれる、県民で構成されるとい
うことがいままでの大臣の発言からすれば当然の
ことではないかという感じが私するんですが、い
かがですか。

○山中国務大臣 振興開発法の審議会はすでに衆議院で修正がなされて、学識経験者六名を五名増員し計十一名とする。したがって定員は三十名ということになったわけであり。私ども、当初原案をつくりましたときに二十五名で国会に提出をいたしまして、本来ならば沖縄県は、大体この種の審議会を見ますと知事並びに県会議長だけのように見えます。北海道あるいは奄美等見えますけれども、しかし沖縄の場合は、これらの市

町村長も離島市町村長会というのが別にあるくらいであります。全部が離島といえないこともありませんが。したがって、市町村長代表も複数二名、そしてまた同じく市町村議会議長会の代表も二名、計六名の構成を実は考えていたわけでありました。しかしながら、関係省庁が十三に及ぶ、どうしてもそこは参加してもらわなければやむを得ないという広範な範囲を持っておりますために、やむを得ずバランス上二十五名に対する十三名は関係省庁の代表であるべき構成になるであらうというところが問題になりました、その点は私も意図するところは全くありませんでしたので、率直に院の決議を——私もそう言われてみればあるいは配慮が足りなかったのじゃないかという反省もいたしましたして、そのとおり実行するつもりでございますから、学経の十一名をいろいろな各界各層代表するとか客観的にだれが見ても思われるそういう方々を中心に選定することによってそれは可能であると考えます。

そこで、金融公庫のはりですが、公庫は全体としてこの審議会の中で基本的な問題は議論をしてもらうわけがあります。しかし、先ほど私が運営協議会と申しましたのは、これはこまかな金融の問題についての協議会でございますから、事務的な段階においてはこの運営協議会で処理していくということでございます。全体的には沖繩の開発審議会の中でこの金融公庫のあり方等については当然議論をしていただくことになります。

○阿部(助)委員 私、学識経験者というものを——日本の国内にも税調をはじめとしていろいろな審議会、調査会というのが数え切れないほどございます。それで、その学識経験者と称せられる人たちがまた数よけい入っております。一体この人たちはどういう立場に立っておるのか、そのスタンダード自体がたいへん問題があるわけであります。一体こんなものがむやみになければいかぬのかどうか。責任の所在がぼけるだけであって、私はたいへん失礼だけでも、この学識経験者な人というものをあまり信用できないのであります。

す。同じような形のをまた沖縄でつくつていけば、沖縄県民の願ひとは別なところにこの問題が論議をされていくことになるだけじゃないだろうか。これはお互い考え方の相違というところもありましようけれども、いまの審議会というものには全く合点がないわけであります。おそらく沖縄の県民もそうなるのではないか。そうすると大臣が先ほどから申されておりました沖縄の自治権、そうして沖縄の基本的人權、こういうものを伸ばしていこう、そうしていままでむしろ特殊に押えつけられてきたものを伸ばしていこうという親心、この点はわからぬのではないのであります。この親心がおありならば、こういう委員の構成そのものが、内地のやり方であつて、沖縄県民のなまなましい創意を発動するものにはならないのじゃないかという感じがするので、もう一べんその点お伺ひしたいのであります。

○山中国務大臣　これは衆議院の修正でございますから、その修正のしかたがいい悪いの議論は私ではできないと思うのです。ただ、おそらく沖繩を代表される場合に、県知事並びに議長、市町村長並びに市町村議会の長までは、これはだれが見てもそこまでいけると思うのですが、ただあと五名をふやします際に、沖繩代表の各界各層と申しまして、もう、どういう地位にある者というのを書くのか、きわめて選択が困難な壁にそれから先はぶつかるということで、学識経験者を一応五名ということにされたのだらうと私はそんなくしております。そこで学識経験者とは沖繩が客観的に認められる者というよりうな代表を一体だれにするかということは、ちょっといまのところ私として言うわけにまいりませんけれども、沖繩各界、各層の代表ということを考えれば、そこにおのずからその代表する地位をその人たちというものが浮かび上がってまいりましようから、本土に置かれてゐる各種の審議会——税制調査会をあげられましたけれども、その他の審議会の学識経験者という意味とは異質なものに結果はなるであらうと考えております。

○阿部(助)委員　そうすると、これは大体沖繩の人たちを任命するということですか。

○山中国務大臣　学識経験者十一名を全部沖繩の人にとり、このことはちよつと考へておりませんが、しかし、バランス的に沖繩の人たちが、自分たちの意見が審議会の数の構成によつて通らないといふやうなことがないやうに、そういう嘆きを私のほうに苦情として申し込まないやうな構成にはしたいつもりであります。

○阿部(助)委員　私はその点多少こだわるのでありますけれども、任命は政府がおやりになるとすると、選ばれる人たちがそれぞれ立場があり、スタンダードがあるわけでありまして、どうしても本土から選ばれる。また政府の任命の場合にはえてして政府に都合のいい人たちが選ばれる。だからいまの日本のいろいろな審議会なんか見てごらん下さい。名前をあげませんけれども、同じ学者と称せられる人たちが、この審議会にもこの調査会にもという形で、めちやめちやに多く兼務をしておるわけでありまして、そういう点からいくと、出てくる成果はもう大体想像がつくやうな、しかも私たちの立場からいけば非常に気に食わない結論が初めから出てくるやうな仕組みになっておるとしかわれわれには思えない。そういうことで、沖繩が今度これからは、そういう本土の意向によつて動かされておるとすれば、今日まで苦勞してきた、そして復帰のためにいろいろと苦勞し、運動してきた、ある意味ではほんとうになまなましい体験をしてきた、これだけの情熱とこれだけの創意くふうを出すならば、必ずや沖繩の県民は自分たちの力である程度やうていくだろう。問題は、それに対する経済的な裏づけを国のほうでめんどう見てやりつつ、発展を願う、これが長官が先ほどからおっしゃるやうなあたたい受け入れ体制をつくるということになるのじゃないか。ここからいろいろなものを政府が任命してやり、あるいはいろいろな中央の出店の機関をあそこに設けてやうていくということは、親切なやり方のように見えるかもしれぬけれども、一番大事な創

意くふうという、創意というものを殺してしまふのじゃないだろうか。私はあまりこの法案のこまかいところをお伺いしようと思つておりません。ただ問題は、その基本的な態度が、立場が、考え方が狂つてくると、金をつぎ込んだだけ、あるいは手をとる足をとつてやるということだけで、沖繩の人たちが一体いささか不安を感じるわけであらうかという点に私はいささか不安を感じるわけでありまして、そういう点でお伺いしておるのであります。大臣の意図は私はわかりません。大臣の気持ちをはかる。しかし、大臣がいつまでも沖繩を担当しておるわけではないし、こういう制度をつくつていけば、そのうちにまたひん曲がつてくる。やはりつくる場合、ここで初めから、たとえば理事長の任命にしましても、私は、理事長は沖繩の人たちから選んで、それを総理が任命するならば、沖繩からこの理事長は出すということが大切だと思ふのですが、この点はどうですか。

○山中国務大臣　これは役員構成の人の問題までいまだから答へようと言われると、はなはだ実は迷惑なんです。そこまではやはり私としても明言はできません。というところは、やはりそれは人の問題だと思ふのです。沖繩に、そういう開発金融公庫から始まる一連の本土の政策金融全部を承知して、切り回していけるやうな人がおられれば、これは何のちゅうちよもなくやうていけるわけでありまして、おられた場合はそういうことも可能でありまして、おられた場合はそういうことも可能性があるわけでありまして、そういうことはいまここで、沖繩の人を理事長にいたしますということもはつきりは言えません。しかし、これは私を信用するしないの問題に落ちつくと思ふのですが、例をとつたらちよつとごあいさの悪い役所もおりますけれども、私は先般環境庁というものの原案をつくりました。そのときに、当然一番の公害の発生原因に關係のあるところは通産省なんです。通産省が四名の局長の中に入るべきであるという意見は相当有力な、かつまた私としてもおかしな意見でないという、そういう主張はあ

りました。しかし環境庁が発するときにはそういう姿勢は国民から見てもどうだろうということ、実は通産省にがまんをしてもいいました。これは私が過去にやつた身近なことの一つでありまして、要するに姿勢という問題が何より大事であるという点は私も阿部君と同じ意見ですから、このことは、この法律をもし通してもらえるならば、私が任命その他を主導権を持つてやるわけでありまして、いま言つておられるやうなことは十分念頭に置いてやりますけれども、いまここで、ではだれをやるんだということまでは御答弁いたしかねるということでありまして。

○阿部(助)委員　私は個人名、だれをやれとかないとかいうことを言つておるわけではないのであります。沖繩で、ある程度沖繩県民が民主的に推薦したものを政府が任命すべきだ、私はこう言つておるのであります。沖繩の人たちの中にこれを運営する能力がないやうなことは私は考えられない。その点は私は大臣の言ひ方は少し言い過ぎだやうと思ふのであります。私はそれは当然可能であると思ふのであります。ただ、十日や二十日ふなれた場合はあるでしやうけれども、みんな創意を出していくなれば、それが不可能だやうなことをいふことは、私は沖繩県民はお持ちだと確信をいたしております。その選び方は、沖繩の民主的な推薦をした者を選ぶべきであつて、本土からこの理事長を送るべきではないという私の考えなうであつて、いまだれをせい、かれをせいなんということをあなたからお伺いしようとして私は初めから思つておりません。そういう点でもう一ぺん御答弁願います。

○山中国務大臣　これは沖繩県の人を理事長にしなければならぬという制約をもつて出発することが民主的なのかどうか。その点はやはり実際上どうしたかについてきまることがあつて、私はまだだれも念頭にないわけではありませんが、この第三条で、異例なことですけれども、これだけの公庫の事務所は那覇市に置くということも法律で明確にいたしました。これは、明確にするだけで

も相当な問題が議論として内部ではありました。しかし私は、沖繩のためにのみ運用される資金であり、沖繩の現地に於いてのみこの実際の業務がほとんど行なわれるものであるから、これは沖繩県民のための公庫だということでは那覇市に置かなければならぬ、国家政策金融機関がいちいち入つておつてもよろしいけれども、ないといふことで、その姿勢は、主たる事務所を那覇市に置くということだけでも、うかがひ知つていただけたところだと私は思ふのですが、その理事長については沖繩県が民主的に推薦した者というその言ひ方も、どういふ推薦の方法なら民主的なのか、あるいは民主的に選ばれた知事だから、その知事が推薦すれば一番民主的な手段であるのかどうか、そこにはまた問題が存するところでありまして、この段階では沖繩県の推薦する者を理事長にしようという御意見は、私、承つてはおきます。しかしそのとおりいたしますということとはちよつと言ひかねます。

○阿部(助)委員　それが民主的なのかということになると、私もこれはいろいろと問題があろうと思ふのであります。だけれども、いまわれわれが知恵を出して考えられる範囲において最高の、一番いいという民主的な方法というものは、私はあり得ると思ふのであります。ただそれだけなんです。ありまして、内地から行った人は、それはやっぱり人もあるでしやう。あるだろやうけれども、その原則だけは私は立てて置くべきだ、こう思ふのであります。私はその点は大臣は聞いておく、できるだけそれに沿ひたいという気持ちでよろうと推察をいたしまして、先に移りますけれども、この問題はあとあとではやはり沖繩のあり方を左右する大きな問題になつてくるだろう、こう考えられるわけでありまして。

まあ建議書でも、修正がなされたといふのでありますけれども、その点は強く訴へておるわけでありまして。特に審議会の構成等には過半数を沖繩の人たちでということが述べられておるわけでありまして。いまの、学識経験者がふえた、こういう

ことでありませうけれども、官庁関係者が十三人も入るなんという振興開発審議会の構成等も開発に關して大きな発言権を持つ。ここで官庁職員が十三名も入るなんということは、全くこれは中央への從属、ことは少し荒っぽいけれども、從属になるんではないかという点で、一番最初に私が大臣にお伺いしたのは基本的人権、そして沖繩の自治という問題をそのために私はお伺いしたわけでありませう。そういう点からいって、審議会の構成というのに、またこの公庫の理事長任命というこの人事の關連で、どうも当初の大臣の御答弁と、實際のここへ出てきておるものは食い違っておるのじゃないかという感じがするわけでありませう。いかがですか。

○山中国務大臣 これは關係する省を十三どうしても入れておかねばいけませんというところで、その十三の省がたばになって沖繩側の意見を押しつけるほうに回るとか、そんな単純なものではなくて、この十三の省はいずれもはつきりない関連のある省である。でありますから入れてありますが、この十三の省はそれぞれ自分たちの分野のことを、率直に言つて主張するだろうと私は思ふのです。ですから十三省がたばになって、本土政府の姿勢として十三名の数の力でもって、沖繩側から見れば地方自治、沖繩の意思の尊重というものを何らか押えにかかるとな方向での議論をするはずは私はないと思ひます。しかし、構成を単純に見ますと、いま言つたように官庁關係が十三名というところは、確かに議院の修正がありましたのでそれに従いましたから今日では過半数に達しておりますが、原案では、問題を指摘されてみれば、なるほどそういうことも考えられるなあといいことで、私としてはその修正された趣旨はどこにあるか。いま阿部君の言われたようなことが前提になっておりませうから、その委員の構成については十分にその点を尊重してまいる所存であります。

○阿部(助)委員 公庫の資金というのは大体幾らになるわけでありませうか。特に本土から資金は幾ら投入をするわけでありませうか、とりあえず。

○山中国務大臣 一応總計六百五億という資金をもつて出発をしたいと思ひます。

○阿部(助)委員 これはアメリカ側のいま持つておるいろいろな接収したのも入れてでございませうか。

○山中国務大臣 そのとおりでございませう。現在は大體二百億ぐらいの規模でございませうから、約三倍という感じの形で出資するということでありませう。

○阿部(助)委員 そうすると、政府がアメリカ側から買ひ取つたのが二百億ぐらいですか。その辺ちよつと詳しく説明してくれませんか。

○岡田(純)政府委員 資産の買ひ取りにつきましては、一九七一年度で二百四十八億でございませう。その資産の買ひ取りは、そつくりそのまゝ法律に基づいて資本金になります。それと別に、資金といつたしましては六百五億必要でございませうので、新たな出資百五十億と借り入れ金三百九十億、その他自己資金を要請している、こういう状態でございまして、したがひまして資産はあくまでもそのまゝ引き継がれて資本金になつてくる、こういうことでございませう。

○阿部(助)委員 このアメリカ側の資産というものの大まかな大きなものは何と何ですか。

○岡田(純)政府委員 ただいまの二百四十八億と申しましたのは、あらゆる資産、琉球開発金融公社それから大衆金融公庫その他全部入れてのもの、でございまして、その中で琉球開発金融公社から承継いたしましたところの部分は端数を切り上げて百九十六億となつております。

○阿部(助)委員 私、この琉球開発公社であるとかいろいろなもの、資本金からいろいろなもの、聞きたいのでありますけれども、時間がありませんからやめませうけれども、こういういろいろなままの施設を買ひ取る、まあ日本政府が買ひ取るわけですね。そうしたらその買ひ取つたものは今度の公庫のものになる。公庫というのは沖繩のためになるというたてまえではあります、これは

はやはり政府の資産になるわけですね。

○山中国務大臣 これは資産として一応対米折衝によつて引き継いだわけですが、資金はさらに一般會計から出資するもの等も加へまして全部を沖繩県民のために、そしてまた沖繩県内の地域のみに使用されるわけでありませうので、これは沖繩県民以外にはだれも使用できない公庫でございませうから、その意味においては實際上沖繩県民のみに還元され、かつまたそれが国の出資であるといふこと、實質においてその答へになつておると思ひます。

○阿部(助)委員 沖繩にはいろいろな銀行があるわけではございませう。琉球銀行だあるいはまた沖繩銀行だあるいは相互銀行等があるわけでありませうけれども、この銀行は日本の銀行とちよつと違ふのでして、あるいは相互銀行が為替業務をやつておるとかあるいは銀行が信託業務をやつておるとかというふうな形で、日本の銀行法等をそのままではあるわけにはいかないような形態をなしておると思うのですが、これに対する措置はどうされるのか、法律は一体どの法律でこれはやられるのか、ちよつとわからないのですが、いかがですか。

○松川説明員 ただいま阿部委員御指摘のようには、沖繩の金融制度は若干その組織におきまして日本の制度と違ふ機能を営んでおります。これが返還時にいろいろ摩擦を起してはなはだ都合が悪いことがございまして、法文上はさきに別の委員会が御審議いただきまして沖繩の復興に伴う特別措置に關する法律案、この中で、一般にそつくり日本に持つてこれらするものにつきましては、第五十三条におきまして「沖繩法令による免許等の効力の承継等」ということで、沖繩法の免許その他は、日本の法令でも同じような免許その他の効力を有するものという手当てがいたしてございませうし、さらに若干いま御指摘のような経過措置につきましては、同じく特別措置法の第五十六条の條則の中でございませうが、経過措置を政令に委任したております。そこでただいま御指摘のような、たとへば相互銀行の外国為替業務等はある一定の年限を限りまして本土復帰後も営めるように手当てをいたしたい、このように考へております。

○阿部(助)委員 その政令はできておるわけですか、案は。

○山中国務大臣 政令というものはまだできないわけですが、したがつて、政令案というものは一応できておりますが、まだいっておりませうし、あるいはこれは特別措置法なものですから、あるいは大蔵委員会には配つてないかもしれませうが、特別委員会には配つております。

○松川説明員 特別措置法を御審議いただきまして委員会の委員の方々に政令案要綱というのを配りしてあると存じますが、そこに「大蔵省關係」というのがございませう。

○山下(元)委員長代理退席、委員長着席
その五七ページに「相互銀行法關係」がございまして、これは相互銀行法の一例でございませうが読み上げますと「沖繩相互銀行法に基づき現に外国為替業務を営んでゐるものは、復帰の日から起算して二年間はこれらの業務を営むことができるものとすること。このように政令案の要綱で定められておる、そのように措置するつもりであります。

○広瀬(秀)委員 議事進行。せつかく重要法案というところでわれわれ長官の出席を求めてやつておるのに、与党の出席が現在のところ六名、わがはるが、野党が九名おるわけですよ。こんなばかな審議はできません。中断します。

○廣藤委員長 速記をとめて……

〔速記中止〕
○廣藤委員長 それでは速記を始めて……

この際、暫時休憩いたします。
午後零時九分休憩

〔休憩後は會議を開くに至らなかつた〕

昭和四十六年十二月二十五日印刷

昭和四十六年十二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局